

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理事長 酒 井 雅 洋
(公 印 省 略)

令和8年度「育英・生活年金事業」の更新及び新規募集について（通知）

日頃から教職員互助会事業に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
育英・生活年金事業については、令和8年3月末にて1年間の保険期間が終了するため、毎年この時期に次年度の更新手続き及び新規募集を行っております。
更新及び新規募集については、下記のとおり教職員互助会が委託した制度推進員（明治安田生命保険相互会社職員）が各所属所を訪問し、制度の説明及び手続きを行うこととしております。
つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき会員に周知願います。
なお、訪問前に加入申込書等の関係書類を送付しますので、お手数ですが会員へ配付いただきますようお願いいたします。
また、訪問日時につきましては、保険会社より別途ご連絡することとしておりますので、併せてご対応いただきますようお願いいたします。
募集等勧誘にあたっては、所属所内で行い、休憩時間又は放課後の時間に限るものとし、トラブルが生じないように十分留意して行うよう委託会社へ通知しております。

記

1 事業概要

この制度は、「石川県の教職員の中でご不幸に遭われた方を互助会の会員同士で救済する」ということを目的として発足した保険制度です。会員に万一（死亡・高度障害）の場合に残された家族に長期間安定した生活費をサポートする制度で掛け捨ての団体生命保険です。

2 更新及び新規募集期間

令和7年10月14日(火)～11月21日(金)

3 保険期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 保 険 料

令和8年度募集時概算月額保険料 **1口:920円**（保険金額:400万円）

（加入状況等により保険料が変動する場合があります。）

「参考」令和7年度月額保険料 1口:840円

5 加入口数

会員本人は5口、配偶者は2口まで加入することができます。

配偶者のみの加入はできません。（本人加入が条件です）

6 委託会社

明治安田生命保険相互会社

〒920-0919 金沢市南町4-47 明治安田金沢ビル4階

TEL 076-231-3240 FAX 076-260-4640

7 そ の 他

「育英・生活年金事業」は、加入すると1年間は途中脱退はできません。

すでに加入していて『脱退』を希望する場合は、申込書の「加入しない」の欄にレ点を記入し、「確認印」の欄に押印のうえ、提出してください。

また、すでに加入されている方で内容に変更がない場合は、申込書の提出は不要です。（自動継続となります。）

臨時的任用職員、再任用職員及び育児休業代替職員の会員につきましては、加入することができません。

(事務担当)
石川県教職員互助会
育英年金担当
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977